

# 年末調整と個人情報 についての1考察

## 1 はじめに

今年も余すところ2か月、そろそろ年末調整の資料が事務所に届く季節となってきた。今回はこの年末調整と個人情報について考えてみたい。

## 2 個人情報保護と年末調整

平成17年4月に「個人情報保護法」が全面施行されたことにより、源泉徴収義務者(以下個人事業者も含め「会社」という。)は個人情報の取扱いについてかなり神経質になっている。顧客情報よりも、従業員情報についても然りである。

毎年この時期になると会社の担当部署から悩みを聞かされる。「なぜ、従業員の家庭内こんな情報を会社が把握しなければならぬのか、年末調整に必要なものか、年末調整に必要なものか、会社(担当部署)がここまで知る必要があるのか。法律で定められているからといってプライバシーの侵害にはならぬのかね」というのである。

御承知のように所得税法第183条から第198条に給与所得に関する源泉徴収義務、年末調整について細かく規定されている。平成25年12月31日の給与所得者数は5535万人、源泉徴収した所得税額は8兆7160億円となっている。確かに、これだけの給与所得者が年末調整をせず、確定申告に移動したとしたら大変なことになるので、本法でこの細かく規定せざるを得ないのであろう。

しかし、個人情報の取扱いに神経質になっている昨今、第194条第1項の規定は必要なのであろうかと、個人情報保護の観点から疑問が出てくるのである。第194条は次のように規定している。

「国内において給与等の支払を受ける居住者は…略…次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して…略…納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。」

そして同条第1項の1号から6号において、従業員本人は障害者等、寡婦等、勤労学生に該当するか、扶養家族に障害者の有無、その等級、老人の有無等を、さらに第195条の2においては、配偶者の年間合計所得金額を、事細かに家族の実情を会社が把握しなければならぬことになっている。究極の個人情報満載である。住宅借入金等特別

控除もある。住宅を購入した翌年以降は年末調整で控除されるのであるが、従業員がどれくらいの家を建てたのか、どれくらい債務を負っているのかを会社は把握できずして(把握されてしまう)のである。担当部署の社員はこれらの従業員の情報を常に把握しているし、把握しなければならぬことになる。会社は社会保険への加入手続き上、従業員の扶養家族は把握せざるを得ないが、本人が障害者、寡婦(死別・離別を含め)であろうが、扶養家族に障害者がいる。この寡婦控除制度について憲法第14条(法の下の平等)という観点からも今後見直しを進めていく必要があると考える。

## 3 閑話休題 寡婦、寡夫控除について

御承知のように寡婦、寡夫控除は民法上の婚姻関係があったことが前提となっている。しかし、若くして両親をなくし、弟妹のために一所懸命独身で働き続け、弟妹たちが一人前に育ち自分のもとから離れて行った時、気が付いたら婚期を逃しその後も独身で働き続けている女性、男性がいる。私には寡婦控除はないのよね、一生懸命独身で働いてきたのに、結婚をしなかったというだけこんな差別があるの?というので

ある。昨今シングルマザーも増えていると聞く。もちろんシングルマザーにも寡婦控除の適用はない。寡婦控除の適用がないことにより所得税ばかりでなく住民税、さらには保育園の保育料等の負担額も増えてしまう。自治体によってはシングルマザーに対してはみなし規定を設けて、住民税等の負担を少なくしているところもあるようだが、まだ全国レベルには達していない。民法上の婚姻を前提としたこの寡婦控除制度について憲法第14条(法の下の平等)という観点からも今後見直しを進めていく必要があると考える。

## 4 年末調整の問題点

①事務負担費用等  
会社は年末になると従業員から扶養控除申告書を集めなければならぬが、個人情報保護の点からも、部門ごとに集めさせる方法をやめ、個別に回収している会社もある。そしてこの申告書に基づき年末調整を進めるのであるが、そこにはかなりの知識(確定申告と同様の知識)が必要とされ、また短時間ですべての従業員の計算を終えなければならぬ。会社におけるこの事務負担は相当なものである。

もし虚偽の申告がされた場合(故意、過失を問わず)には税務署は本人に対して修正申告を求めず、会社に対して年末調整の是正を求める。そしてその差額を納税者に代わり納付し、場合によっては不納付加算税、延滞税までも会社が負担しなければならぬ。そこまで会社は負担をしなければならぬのである。(最高裁判例 平成4年2月18日 所得税更正処分取消事件 民集第46巻2号77頁 参照)

「当面の問題」シリーズ  
110

本来課税庁が負担すべき事務費用を会社が無償で負担し、尚且つ附帯税までも負担しなければならぬのである。

②申告納税制度  
ほとんどの給与所得者は年末調整で所得税の申告は完了してしまう。このため給与所得者(サラリーマン)は納税の意識が低いともいわれる。

給与所得者の個人情報の保護及び納税意識を高めるためにも、年末調整における人的控除の内容は扶養家族数のみにとどめ、その他の所得控除の適用については確定申告をするようにすることにはできないのであろうか。

が、あまりにも微に入り際に入り個人情報を集め、本人の自覚なしに所得税額が決まり、住民税額まで決まってしまうこの制度は申告納税制度の点からも問題がある。電子申告が普及し、各家庭にPCが普及している今日、簡素な年末調整にとどめ、納税者に確定申告をさせることにより申告納税制度を実のあるものに、納税者意識を高める必要があるのではないかと考える。

## 5 特定支出控除

特定支出控除の問題点についても指摘しておきたい。平成24年度税制改正において特定支出控除制度が見直された。ハードルは下がったのであるが、この適用を受けることができる勤務必要経費は通勤費等の6項目に限定(スーツ等、接待等の交際費も適用されることになった)とされており、当然ながら勤務先が負担したものは除くとされている。これらの適用を受けるに当たってはもちろん確定申告が必要であり、その際明細書等を提出する必要がある。

このように会社が負担できない費用について、従業員が負担した費用を職務上直接必要な支出であること(会社証明)を会社が証明する(…という)ことの矛盾もさることながら、会社が費用を出し惜しみ、証明書を書くから所得税で還付してもらえ、ということにならないければよいと思う。

ここで忘れてはならないものが「給与の支払者の証明書」である。会社からの証明がもらえない場合は特定支出控除として申告する

ここでも従業員は自分の個人情報を会社に把握されてしまうことになる。特定支出に関する証明書として様式1から9まで定められており、それぞれが会社に証明を依頼する形式となっており、たとえば様式7(衣服費)に関する証明書の依頼書には次のような依頼文書が記載されている。「私の購入する衣服が職務の遂行に直接必要なものであることを証明して下さい」そして、衣服の種類についてその特定支出が勤務必要経費となること(分かるよう具体的に記入すること)となっている。

このように会社が負担できない費用について、従業員が負担した費用を職務上直接必要な支出であること(会社証明)を会社が証明する(…という)ことの矛盾もさることながら、会社が費用を出し惜しみ、証明書を書くから所得税で還付してもらえ、ということにならないければよいと思う。

## 6 終わりに

本来課税庁がすべき事務を会社に負わせ、そこで完結してしまうという年末調整について、個人情報の保護という観点からの疑問点を綴ってきたのである。今年、申告納税制度、個人情報保護、課税の公平から、この制度を考えていくべきではないかと考えている。

政策副委員長 吉川裕一

# 達人はあなたの電子申告を応援します!

達人シリーズ 電子申告セット

税務6本セット



達人Cube(電子申告ソフト)  
〔ソフト保守料・電話サポート込み〕

月額 **11,400**円(税抜)



セット内訳

- 達人Cube
- 法人税
- 減価償却
- 内訳概況書
- 消費税
- 所得税
- 年調・法定調書